

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	山梨県立考古博物館
契約締結年月日	令和 8 年 1 0 月 1 日
契約者名	公益財団法人 山梨県シルバー人材センター連合会
契約名	上窪遺跡（第 15 次）発掘調査に係る労働者派遣契約
契約金額 (税込み)	7,609,030 円（限度額）
随意契約理由	本業務は、埋蔵文化財発掘調査に伴う作業のうち、多数の作業員を必要とする補助的業務を効率的かつ安定的に実施するものである。 当該業務の実施にあたっては、高齢者の就業機会の確保という行政目的を踏まえ、地域における高齢者の就労支援の実施を有し、かつ一定規模の人員を安定的に確保・配置できる体制を有する団体に委託することが適当である。 契約予定事業者である山梨県シルバー人材センター連合会は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設置された公益社団法人であり、県内シルバー人材センターの統括・調整機関として、高齢者の就業機会確保に関する事業を担っている。 また、同連合会は、これまで県内の高齢者就業支援事業を継続的に受託し、県内全域において業務を適正かつ確実に履行してきた実績を有している。 以上の理由から、「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 3 号に基づき随意契約とする。 さらに、同連合会は県内で唯一、シルバー人材センター各事務所を取りまとめる公益社団法人であり、競争性が成立しないことから、山梨県財務規則 137 条第 3 項に規定する特別な理由に該当し見積合わせを省略する。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号